

ナンバポイントカード 会員規約

第1条（会員）

会員とは、株式会社ナンバ（以下「ナンバ」という）に対し本規約を承認のうえ、ナンバポイントカード（以下「カード」という）のご入会をお申し込みされ、ナンバが入会を認めた方をいいます。

第2条（カードの発行・管理）

- ナンバは、会員にナンバが発行するカードを貸与します。
- 会員は、カードを貸与されたとき直ちにカード署名欄に自署し、善良なる管理者の注意をもってカードを使用・管理するものとします。
- カードは、カード署名欄に自署した会員のみが使用でき、他人に貸与・譲渡もしくは担保に提供してはならず、また第三者にカードを使用させもしくはカードの占有権を第三者に移転することはできません。

第3条（カードの機能）

会員は、ナンバでのお買物の精算時にカードを提示することにより、ポイントサービスの提供を受けるものとします。

第4条（ポイントの付与）

基本となるポイントは、ナンバで購入された第5条に定める商品の消費税を含む購入代金に対して200円（税込）につき1ポイント付与します（200円（税込）未満は切り捨て）。

第5条（ポイント付与の対象商品）

- ナンバのポイント対象商品は、会員に販売する商品とします。
- ナンバが販売する商品の中でVJAギフトカードについては、ポイント対象商品に含みません。
- その他ナンバが指定する商品やサービスが対象外となります。

第6条（ポイント還元金の計算・還元金の加算・還元方法・返品）

- ポイント還元金の計算は、会員の合計ポイントに対し100ポイントにつき100円（税込）として算出します。
ナンバで第5条（1）に定める対象商品を会員が購入する際にポイントを受け取ることができます。ただし、現金等への交換はできません。
- 第4条により付与されたポイントは、付与された翌日に会員の合計ポイントに加算されます。
- 還元方法は、ナンバ各店で会員がカードを提示のうえ、累積で500ポイントを超えた場合にレシートに自動でお買物割引券として印字されます。このレシートは500円（税込）分のお買物割引券としてナンバ各店で利用可能です。このレシートの有効期限は、発行日から3ヶ月以内とします。
- カードご利用のお買い上げ商品を返品される場合は、原則としてカードをご提示頂き、すでに提供された積立ポイントから、返品相当額のポイントを減算させて頂きます。その際、既にポイントのご使用によるお買物をされている場合はご使用ポイントに相当する金額の返金をご請求させて頂きます。

第7条（ポイントの管理）

- ナンバは、ナンバ所定の方法により会員に付与したポイント数、ポイントの残高を会員に告知します。
- 会員は、付与されたポイント数に疑義がある場合、直ちにナンバに連絡し、その理由を説明するものとします。
- ポイント数に関する最終的な決定は、ナンバが行うものとし、会員はこれに従うものとします。

第8条（換金）

会員は、ポイントを他の会員に譲渡または質入れ、または会員間でポイントを共有すること及び現金、金券への換金はできないものとします。

第9条（ポイントの有効期間・取消し）

- ポイントの有効期間はポイントを付与された日から1年間とし、1年以内に100円（税込）以上のご利用なき場合、ポイントはすべて失効としますが、会員資格は継続されます。
- ナンバがポイントを付与した後に、ポイント対象の取引について取消し、その他ナンバがポイントの付与を取消することが適当と判断する事由があった場合、ナンバは対象の取引により付与されたポイントを取消することができるものとします。
- ナンバは、会員が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、会員に事前に通知することなく、会員が保有するポイントの一部または全部を取消することができます。
 - 違法または不正行為があった場合
 - 本会員規約に定める規定・ルールに違反があった場合
 - 会員の地位を喪失した場合
 - その他ナンバが会員に付与したポイントを取消することが適当と判断した場合
- ナンバは、有効期間を満了及び取消したポイントについて何らの補償も行わず、一切の責任を負いません。

第10条（個人情報及び購入情報の収集・保有・利用及び預託）

会員は、以下の情報をナンバが収集、保有、利用及び取扱いを預託することに同意するものとします。

- 個人情報の収集、保有
会員は、本申込みをした事実、入会申込書に会員が記載した氏名・性別・生年月日・住所・電話番号（携帯電話番号を含みます。）等の個人情報（本申込締結後にナンバが会員から通知を受ける等により知り得た変更情報を含む）及び申込日、ナンバで商品を購入された購入情報、ポイントの付与・還元した情報を収集し、保護措置を講じたうえで、コンピューター等の電磁的方法、光学的方法または書面で保有すること。

ナンバポイントカード 会員規約

(2) 個人情報の利用

会員は、上記(1)で収集・保有した個人情報及び購入情報(以下「会員情報」という。)をナンバが以下の目的により会員が入会中及び脱会・会員資格取消し後から一定期間利用することに同意します。

①商品、サービス、イベント情報等のダイレクトメールの送付②会員に対して付与するポイントサービスの提供③イベント情報等の各種情報の提供に関連した、アンケート、調査等の連絡及び通知④会員の購入動向分析・市場における来店及び購入分析・商品開発⑤統計データの作成⑥会員管理・運営管理⑦お問い合わせ等に関する会員サポート⑧会員情報の登録内容の確認⑨新たな利用目的等を会員へ通知及び同意を得るため⑩その他ナンバに関連するサービスの提供

(3) 会員情報の委託

会員は、ナンバがナンバの事務(システム開発、システム管理、会員管理、ポイント管理その他各種会員サービスの提供及びこれらに付随する事務等)を第三者に業務委託する場合に、ナンバが会員情報の保護措置を講じたうえで、上記(1)の情報を当該業務委託先に取扱いを委託することに同意します。

第11条(ダイレクトメール中止の申出)

ナンバは、会員より第10条(2)の①による同意を得て会員にダイレクトメールを送付している場合、会員よりダイレクトメール送付の中止の申し出があった場合は、申し出以降のダイレクトメール送付を中止する措置を取ります。ダイレクトメール送付中止の申し出は、最寄のナンバにご連絡ください。

第12条(会員情報の開示・訂正・追加・削除)

- 会員は、ナンバに対して、個人情報の保護に関する法律の定めるところにより自己に関する会員情報を開示するよう請求できるものとします。
- 開示請求により万一会員情報の登録内容が不正確または誤りであることが明らかになった場合、ナンバは合理的期間内で速やかに訂正・追加または削除に応じるものとします。

第13条(会員情報に関する問合せ・変更届出)

- ナンバに会員情報の開示請求する場合は、最寄のナンバにご連絡ください。
- 会員情報の登録内容(氏名・住所・電話番号等)に変更があった場合は、直ちに最寄のナンバへ通知またはご連絡により変更事項をお届けください。

第14条(カードの盗難・紛失・再発行)

会員は、カード紛失・盗難・毀損・滅失にあった場合、直ちにナンバに届出を行い、ナンバが適当と認めた場合に限り、カードを再発行するものとします。ただしその場合、再発行手数料として100円(税込)頂きます。

第15条(カードの脱会・会員資格取消し・返却)

- 会員は、会員の都合により脱会する場合は、当社所定の届出を行うものとし、同時にカードを返却するものとします。
- 会員が次の事項のいずれかに該当する場合及びその他会員として不適格と認めた場合、ナンバは会員に通知、催告することなくカードの使用を停止し、会員資格を取消すことができるものとします。この場合会員は、カードをナンバへ返却するものとします。
①申込時に虚偽の申立をした場合。②本規約のいずれかに違反した場合。③住所変更の届出を怠る等、会員の責に帰すべき事由により会員の所在が不明となり、ナンバが会員への通知連絡について不能と判断した場合。④会員が死亡したとき、または会員の親族から会員の死亡した旨の連絡があった場合。⑤カード使用状態が適当でないとナンバが判断した場合。
- 脱会・会員資格取消しの場合は、ポイントが存在しても脱会・会員資格取消しと同時にポイントを失効するものとします。
- カード回収に要した一切の費用は、会員が負担するものとします。

第16条(不同意の場合)

ナンバは、会員が本申込みに必要な申込書の記載事項の記載を希望しない場合及び本規約の内容の全部または一部を同意できない場合、本申込みをお断りすることがあります。ただし、第10条(2)の①のダイレクトメールの送付に同意しない場合でも、これを理由にナンバが本申込みをお断りすることはないものとします。

第17条(お問合せ窓口)

会員情報等の利用目的及び会員情報の開示、訂正、追加、削除等に関するお問合せは、最寄のナンバまでお願い致します。

第18条(本規約等の変更)

- ナンバは、会員に通知することなく、本規約に基づくポイントサービスの内容及び条件の変更を行うことがあり、ポイントサービスを終了または停止することがあります。会員はこれらをあらかじめ承諾するものとします。
- ナンバは、前項の変更により会員に逸失利益が生じた場合でも、これらについて一切責任を負わないものとします。